

株 主 各 位

名古屋市西区牛島町6番1号

**タキヒョー株式会社**

代表取締役 滝 一 夫  
社長執行役員

## 第107期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第107期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席おさしつかえの場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成30年5月22日（火曜日）午後6時までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

### 記

- |                 |   |
|-----------------|---|
| 1. 日 時          | 平成30年5月23日（水曜日）午前10時  |
| 2. 場 所          | 名古屋市西区牛島町6番1号<br>名古屋ルーセントタワー 22階<br>タキヒョー株式会社 本社会議室   |
| 3. 目的事項<br>報告事項 | 1. 第107期(自平成29年3月1日至平成30年2月28日)<br>事業報告及び計算書類の内容報告の件<br>2. 第107期(自平成29年3月1日至平成30年2月28日)<br>連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会<br>の連結計算書類監査結果報告の件 |
| 決議事項            |   |
| 第1号議案           | 剰余金の処分の件  |
| 第2号議案           | 定款一部変更の件  |
| 第3号議案           | 当社株券等の大規模買付行為への対応方針（買収<br>防衛策）の継続の件   |

以 上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、資源節約のため、本招集通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.takihyo.co.jp>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

## 事業報告

(自 平成29年3月1日)  
(至 平成30年2月28日)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及びその成果並びに対処すべき課題

##### ① 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、実質GDPの6割を占める個人消費について、この冬の厳しい寒さに伴う光熱費支出の増加により足元はプラスに転じたものの、年間を通じては、低調に推移いたしました。中でも、家計に占める衣料品関連支出は数年来の低下傾向が続くとともに、衣料品に対する消費者の低価格志向は、根強い状況にあります。

こうした中で当社は、昨年度来の減収減益傾向から脱するべく、主力事業である衣料品のOEM（得意先仕様に応じた製造受託）・ODM（企画提案段階からの製造受託）事業の再構築に取り組んでまいりました。具体的には、昨年11月にレディスアパレルを主体に営業部門を再編し、当社が従前から強みとしてきたカットソー・ニット・ボトムスなど単品アイテムの営業に注力できる組織といたしました。同時に、OEMに偏りつつあった商品企画のあり方を見直し、当社独自のデザイン、新鮮さとファッション性を兼ね備えた商品群の提供力のテコ入れに着手したところであります。

併せて、品番毎の採算性把握による適正な利益確保への取り組みにも着手いたしました。

しかしながら、期初からの受注不足を取り戻すべく、低価格・短納期の売上獲得に走ったことにより、物流のコストアップや品質・納期面の問題を生じさせることとなりました。

こうしたことに伴い、11月以降の取り組みが十分な成果につながるに至らず、当連結会計年度の売上高は、72,751百万円（前期比6.7%減）にとどまるとともに、売上総利益率の低下により、営業損失は1,148百万円（前期は1,101百万円の営業利益）、経常損失は1,099百万円（前期は1,089百万円の経常利益）となりました。一方、親会社株主に帰属する当期純利益は、固定資産の売却益4,116百万円を特別利益として計上したことに伴い、1,959百万円（前期比1,282百万円の増益）となりました。

当連結会計年度におけるセグメント別の概況は、次のとおりであります。

＜アパレル・テキスタイル関連事業＞

レディスアパレルが軟調に推移した結果、売上高は66,958百万円（前期比7.5%減）となりました。

＜賃貸事業＞

所有不動産の売却に伴い、売上高は744百万円（前期比9.6%減）となりました。

＜その他＞

化成品事業が堅調に推移した結果、売上高は5,048百万円（前期比6.2%増）となりました。

## ② 対処すべき課題

当社としては、コア事業であるボリュームゾーン（低～中価格帯）の衣料品市場において、消費者の低価格志向に伴うサプライヤー間の厳しい価格競争が続くものと考えております。

こうした状況を踏まえ、今年度の全社テーマとして“バックホーム”（原点回帰）を掲げ、当社の強みを取り戻していくことに注力してまいります。具体的には第一に、今年度より改めてテコ入れを開始した、独創性とファッション性を備えたトレンド発信型の商品の提供に取り組んでまいります。第二は、利益重視に対するマインドの強化であります。売上拡大のみに走ることなく、昨年度に刷新した情報系システムを活用し、受注～発注～仕入に至る各段階で適正な売価と原価のバランスを丁寧に見極め、商品毎・得意先毎に適正な利益の確保に取り組んでまいります。第三に、中国・ASEANを主体とした生産委託工場を集約し、一定以上のロットを安定的に生産委託することにより、工場と協働し生産プロセスの安定化と商品の品質向上に取り組んでまいります。

また“バックホーム”と同時に、将来の事業展開に向けた布石として、小売事業の強化および当社自身のブランディング（オリジナル性の高い独自の商品群の開発・展開を通じた当社のブランド化）によるマーケット開拓に着手してまいります。こうした取り組みの一環として、ゴルフウェアブランド“ZOY”とともに、複数の新たなインポートブランド（ジャケット・デニム・スニーカーなど）を組み入れたメランジトップ営業部を立ち上げ、複合ブランド店舗の1号店を名古屋市内にオープン（本年3月10日）させたところであります。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度におきましては、特記すべき事項はありません。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度におきましては、特記すべき事項はありません。

(4) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分 \ 期 別	第 104 期 (平成27年 2 月期)	第 105 期 (平成28年 2 月期)	第 106 期 (平成29年 2 月期)	第 107 期 (当連結会計年度) (平成30年 2 月期)
売 上 高	77,656	84,351	77,952	72,751
経常利益又は経常損失(△)	2,402	2,280	1,089	△1,099
親会社株主に帰属 する当期純利益	1,060	1,362	676	1,959
1株当たり当期純利益	113円76銭	146円19銭	72円55銭	210円04銭
総 資 産	61,041	57,030	52,294	51,669
純 資 産	35,660	31,344	33,758	35,353
1株当たり純資産	3,807円62銭	3,341円29銭	3,595円56銭	3,763円34銭

(注) 平成29年9月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を実施しております。第104期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分 \ 期 別	第104期 (平成27年 2 月期)	第105期 (平成28年 2 月期)	第106期 (平成29年 2 月期)	第107期(当期) (平成30年 2 月期)
売 上 高	71,246	78,488	72,011	66,469
経常利益又は経常損失(△)	2,276	1,936	777	△1,018
当 期 純 利 益	651	1,070	502	2,185
1株当たり当期純利益	69円91銭	114円83銭	53円91銭	234円31銭
総 資 産	57,292	53,557	48,649	47,966
純 資 産	32,264	27,807	29,979	31,722
1株当たり純資産	3,443円29銭	2,961円77銭	3,190円41銭	3,374円14銭

(注) 平成29年9月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を実施しております。第104期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

当社は親会社を有していません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
ティー・ティー・シー株式会社	287百万円	100.0%	グループ企業に対する機器リース及び不動産賃貸管理等
ティー・エル・シー株式会社	200百万円	100.0	合成樹脂・化成品等の販売
瀧兵香港有限公司	10百万香港ドル	100.0	海外生産衣料品の品質・納期管理
ティー・エフ・シー株式会社	50百万円	100.0	衣料品及び衣料用パターン・サンプルの製造販売
タキヒヨー(上海)貿易有限公司	3百万元	100.0	海外生産衣料品の品質・納期管理
株式会社タキヒヨー・オペレーション・プラザ	40百万円	100.0	当社商品の保管及び入出荷業務
タキヒヨー韓国株式会社	350百万ウォン	100.0	海外生産衣料品の品質・納期管理

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(6) 主要な事業内容

セグメント	主な取扱い製品等
アパレル・テキスタイル関連事業	レディスアパレル、ベビー・キッズアパレル、ホームウェア、メンズアパレル、ゴルフウェア、テキスタイル等の企画・製造・販売、物流事業
賃貸事業	不動産賃貸管理、事務機器等のリース
その他	合成樹脂・化成品の販売等

(7) 主要な営業所及び工場

当 社	本 社	愛 知 県
	東 京 支 店	東 京 都
	大 阪 支 店	大 阪 府
	ニューヨーク支店	ア メ リ カ
	ミ ラ ノ 支 店	イ タ リ ア
株式会社タキヒヨー・ オペレーション・プラザ	犬山第1センター	愛 知 県
	犬山第2センター	
ティール・エフ・シー株式会社	北 陸 工 場	富 山 県
タキヒヨー(上海) 貿 易 有 限 公 司	大 連 分 公 司 タキヒヨー大連品質管理センター	中 国
	青 島 分 公 司	

(8) 従業員の状況

① 企業集団の従業員数

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
908 名	3(減) 名

(注) 従業員数は期末の就業人員であります。

② 当社の従業員数

区 分	従 業 員 数	前期末比増減	平 均 年 令	平均勤続年数
男 性	342 名	8(減) 名	43.4 才	16.6 年
女 性	326	2(増)	34.0	7.7
合計または平均	668	6(減)	38.8	12.2

(9) 主要な借入先

借 入 先	借 入 残 高
株 式 会 社 三 菱 東 京 UFJ 銀 行	670百万円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	650
株 式 会 社 大 垣 共 立 銀 行	470
株 式 会 社 名 古 屋 銀 行	400

(注) 株式会社三菱東京UFJ銀行は、平成30年4月1日に株式会社三菱UFJ銀行に商号変更をしております。

## 2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行済株式の総数 9,327,347株（自己株式272,653株を除く。）

(2) 株 主 数 5,190名

(3) 大 株 主

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数	持 株 比 率
株式会社キョクヨーホールディングス	2,400	25.73
株式会社旭洋興産	420	4.50
株式会社三菱東京UFJ銀行	258	2.76
第一生命保険株式会社	240	2.57
タキヒヨー取引先持株会	202	2.16
滝 茂夫	165	1.77
日本生命保険相互会社	164	1.76
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	142	1.52
三井住友信託銀行株式会社	120	1.28
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	114	1.23

- (注) 1. 当社は、自己株式272千株を所有しておりますが、上記上位10名の株主から除いております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算し、表示未満の端数を切り捨てて表示しております。
3. 株式会社三菱東京UFJ銀行は、平成30年4月1日に株式会社三菱UFJ銀行に商号変更をしております。

(4) その他株式に関する重要な事項

当社は、平成29年9月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を実施するとともに、単元株式数を1,000株から100株とする変更を行っております。これにより、発行済株式総数は38,400,000株減少し、9,600,000株となっております。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度末日における当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要

タキヒヨー株式会社2007年取締役新株予約権Bプラン（平成19年6月22日発行）	
新株予約権の数(個)	27
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	5,400（注14）
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1
新株予約権の行使期間	平成19年6月23日から平成39年(2027年)6月22日まで(注1,2)
取締役の保有状況	保有者数 4名 保有数 27個 目的である株式の数 5,400株（注14）

タキヒヨー株式会社2008年取締役新株予約権Bプラン（平成20年6月20日発行）	
新株予約権の数(個)	64
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	12,800（注14）
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1
新株予約権の行使期間	平成20年6月21日から平成40年(2028年)6月20日まで(注1,3)
取締役の保有状況	保有者数 5名 保有数 64個 目的である株式の数 12,800株（注14）

タキヒヨー株式会社2009年取締役新株予約権Bプラン（平成21年6月19日発行）	
新株予約権の数(個)	53
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	10,600（注14）
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1
新株予約権の行使期間	平成21年6月20日から平成41年(2029年)6月19日まで(注1,4)
取締役の保有状況	保有者数 5名 保有数 53個 目的である株式の数 10,600株（注14）

タキヒヨー株式会社2010年取締役新株予約権Bプラン（平成22年6月18日発行）	
新株予約権の数(個)	47
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	9,400（注14）
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1
新株予約権の行使期間	平成22年6月19日から平成42年(2030年)6月18日まで(注1,5)
取締役の保有状況	保有者数 5名 保有数 47個 目的である株式の数 9,400株（注14）

タキヒヨー株式会社2011年取締役新株予約権Bプラン（平成23年6月17日発行）	
新株予約権の数(個)	73
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	14,600（注14）
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1
新株予約権の行使期間	平成23年6月18日から平成43年(2031年)6月17日まで(注1,6)
取締役の保有状況	保有者数 5名 保有数 73個 目的である株式の数 14,600株（注14）

タキヒヨー株式会社2012年取締役新株予約権Bプラン（平成24年6月22日発行）	
新株予約権の数(個)	61
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	12,200（注14）
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1
新株予約権の行使期間	平成24年6月23日から平成44年(2032年)6月22日まで(注1,7)
取締役の保有状況	保有者数 5名 保有数 61個 目的である株式の数 12,200株（注14）

タキヒヨー株式会社2013年取締役新株予約権Aプラン（平成25年6月21日発行）	
新株予約権の数(個)	3
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	600（注14）
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1
新株予約権の行使期間	平成25年6月22日から平成32年(2020年)6月21日まで(注8)
取締役の保有状況	保有者数 1名 保有数 3個 目的である株式の数 600株（注14）

タキヒヨー株式会社2013年取締役新株予約権Bプラン（平成25年6月21日発行）	
新株予約権の数(個)	71
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	14,200（注14）
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1
新株予約権の行使期間	平成25年6月22日から平成45年(2033年)6月21日まで(注1,9)
取締役の保有状況	保有者数 6名 保有数 71個 目的である株式の数 14,200株（注14）

タキヒヨー株式会社2014年取締役新株予約権Bプラン（平成26年6月20日発行）	
新株予約権の数(個)	73
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	14,600（注14）
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1
新株予約権の行使期間	平成26年6月21日から平成46年(2034年)6月20日まで(注1,10)
取締役の保有状況	保有者数 6名 保有数 73個 目的である株式の数 14,600株（注14）

タキヒヨー株式会社2015年取締役新株予約権Bプラン（平成27年6月19日発行）	
新株予約権の数(個)	69
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	13,800（注14）
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1
新株予約権の行使期間	平成27年6月20日から平成47年(2035年)6月19日まで(注1,11)
取締役の保有状況	保有者数 6名 保有数 69個 目的である株式の数 13,800株（注14）

タキヒヨー株式会社2016年取締役新株予約権Bプラン（平成28年6月17日発行）	
新株予約権の数(個)	81
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	16,200（注14）
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1
新株予約権の行使期間	平成28年6月18日から平成48年(2036年)6月17日まで(注1,12)
取締役の保有状況	保有者数 7名 保有数 81個 目的である株式の数 16,200株（注14）

タキヒヨー株式会社2017年取締役新株予約権Bプラン（平成29年6月16日発行）	
新株予約権の数(個)	79
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	15,800（注14）
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1
新株予約権の行使期間	平成29年6月17日から平成49年(2037年)6月16日まで(注1,13)
取締役の保有状況	保有者数 7名 保有数 79個 目的である株式の数 15,800株（注14）

- (注) 1. 権利行使期間において、当社取締役を退任した日の翌日から10日間に限り行使することができるものとします。
2. 2007年新株予約権のうち平成38年(2026年)6月22日までに権利行使日を迎えなかった場合、平成38年(2026年)6月23日以降本新株予約権を行使することができるものとします。
3. 2008年新株予約権のうち平成39年(2027年)6月20日までに権利行使日を迎えなかった場合、平成39年(2027年)6月21日以降本新株予約権を行使することができるものとします。

4. 2009年新株予約権のうち平成40年(2028年)6月19日までに権利行使日を迎えなかった場合、平成40年(2028年)6月20日以降本新株予約権を行使することができるものとします。
5. 2010年新株予約権のうち平成41年(2029年)6月18日までに権利行使日を迎えなかった場合、平成41年(2029年)6月19日以降本新株予約権を行使することができるものとします。
6. 2011年新株予約権のうち平成42年(2030年)6月17日までに権利行使日を迎えなかった場合、平成42年(2030年)6月18日以降本新株予約権を行使することができるものとします。
7. 2012年新株予約権のうち平成43年(2031年)6月22日までに権利行使日を迎えなかった場合、平成43年(2031年)6月23日以降本新株予約権を行使することができるものとします。
8. 権利行使期間において、当社取締役在任中に限り行使できるものとします。
9. 2013年新株予約権のうち平成44年(2032年)6月21日までに権利行使日を迎えなかった場合、平成44年(2032年)6月22日以降本新株予約権を行使することができるものとします。
10. 2014年新株予約権のうち平成45年(2033年)6月20日までに権利行使日を迎えなかった場合、平成45年(2033年)6月21日以降本新株予約権を行使することができるものとします。
11. 2015年新株予約権のうち平成46年(2034年)6月19日までに権利行使日を迎えなかった場合、平成46年(2034年)6月20日以降本新株予約権を行使することができるものとします。
12. 2016年新株予約権のうち平成47年(2035年)6月17日までに権利行使日を迎えなかった場合、平成47年(2035年)6月18日以降本新株予約権を行使することができるものとします。
13. 2017年新株予約権のうち平成48年(2036年)6月16日までに権利行使日を迎えなかった場合、平成48年(2036年)6月17日以降本新株予約権を行使することができるものとします。
14. 平成29年9月1日付で実施した普通株式5株を1株とする株式併合により、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「取締役の保有状況」における「目的である株式の数」について所要の調整をしております。

- (2) 当事業年度中に当社使用人並びに子会社の役員及び使用人に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要  
該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役 会長執行役員	滝 茂 夫	
代表取締役 社長執行役員	滝 一 夫	
取締役 専務執行役員	岡 本 智	営業本部長兼アパレル第二営業部 担当兼テキスタイル営業部担当兼 国際営業部担当
取締役 専務執行役員	武 藤 篤	スタッフ部門統轄兼経営企画部長
取締役 執行役員	滝 祥 夫	生活関連事業開発室長
取締役 執行役員	池 田 雅 彦	アパレル第一営業部婦人IV部・V 部担当兼大阪支店長
取締役 執行役員	柚 木 健太郎	アパレル第一営業部担当兼婦人II 部・III部担当
取 締 役	前 川 明	
取 締 役	今 井 博	
常 勤 監 査 役	加 藤 佳 彦	
常 勤 監 査 役	丹 羽 卓 三	
監 査 役	鷲 野 直 久	
監 査 役	末 安 堅 二	

- (注) 1. 取締役の前川 明氏、今井 博氏は社外取締役であり、東京証券取引所及び名古屋証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
2. 監査役の鷲野直久氏、末安堅二氏は社外監査役であり、東京証券取引所及び名古屋証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
3. 監査役の鷲野直久氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

##### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び監査役全員と会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額としております。

### (3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	支 給 額	摘 要
取 締 役	9名	191,230千円	(うち、社外取締役2名 12,000千円)
監 査 役	4	33,400	(うち、社外監査役2名 12,200千円)
合 計	13	224,630	—

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人給与は含まれておりません。  
2. 取締役の報酬限度額は、月額30,000千円（使用人兼務取締役の使用人給与を含みません）であります（平成6年5月27日開催第83期定時株主総会決議）。また、別枠の報酬として株式報酬型ストックオプションを年額70,000千円以内の範囲で付与することを平成19年5月23日開催の第96期定時株主総会において決議されております。  
3. 監査役の報酬限度額は、月額8,000千円であります（平成6年5月27日開催第83期定時株主総会決議）。  
4. 上記支給額のほか、当事業年度においてストックオプションによる報酬額30,494千円（取締役7名）が費用計上されております。

### (4) 社外役員に関する事項

#### ① 取締役 前 川 明 氏

(i) 重要な兼職先である法人等と当社との関係

該当事項はありません。

(ii) 特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

(iii) 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催した12回の取締役会の全てに出席し、大手百貨店の元取締役として幅広い見識と豊富な経営経験に基づきの確な発言を行っております。

#### ② 取締役 今 井 博 氏

(i) 重要な兼職先である法人等と当社との関係

該当事項はありません。

(ii) 特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

(iii) 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催した12回の取締役会のうち11回に出席し、大手百貨店アパレルの元取締役として幅広い見識と豊富な経営経験に基づきの確な発言を行っております。

③ 監査役 鷲野直久氏

(i) 重要な兼職先である法人等と当社との関係

該当事項はありません。

(ii) 特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

(iii) 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催した12回の取締役会、12回の監査役会の全てに出席し、公認会計士としての専門知識を活かしつつ、幅広い見識と豊富な実務経験に基づき的確な発言を行っております。

④ 監査役 末安堅二氏

(i) 重要な兼職先である法人等と当社との関係

該当事項はありません。

(ii) 特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

(iii) 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催した12回の取締役会、12回の監査役会の全てに出席し、金融機関の元経営者として幅広い見識と豊富な経営経験に基づき的確な発言を行っております。

## 5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬

28,000千円

(注) 1. 上記金額には金融商品取引法に基づく監査に対する報酬額を含めております。

2. 監査役会は、社内関係部署及び会計監査人より必要な資料を入手し、報告を受けた上で会計監査人の監査計画の内容、会計監査人の職務遂行状況、報酬見積もりの算定根拠について確認し、検討した結果、会計監査人の報酬額につき会社法第399条第1項の同意を行っております。

- ② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

28,000千円

なお、在外連結子会社の瀧兵香港有限公司及びタキヒヨー(上海)貿易有限公司は当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

- (4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

- (5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、その他必要と判断される場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

## 6. 会社の体制及び方針

- (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

- ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社の取締役会は9名の取締役で構成され、会社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督することとする。また、第106期から社外取締役を2名に増員して監督機能の強化を図っている。

監査役会を構成する監査役4名（うち社外監査役2名）は、取締役の職務の執行を監査することとする。

当社は、歴史的に培われた経営哲学である「信用第一」、「謙虚利中」、「客六自四」を業務の適正を確保するための重要な行動指針に位置付けている。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
取締役の職務の執行に係る情報については、「文書管理規程」に従い適切に保存及び管理を行うこととする。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
「リスク管理規程」に基づき「統合リスク管理委員会」を設置し、その下に「統合リスク管理部会」と「内部統制整備部会」を置くこととする。  
「統合リスク管理委員会」は、網羅的なリスクの洗い出し及びリスクカテゴリーごとの定量的・定性的な評価を行った結果を踏まえ、「統合リスク管理シート」を作成し、定期的に取り締役会へ報告を行うこととする。  
また、法務・コンプライアンス室を設け、法的リスクの管理を強化することとする。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
業務執行の効率性の確保は、「組織規程」、「決裁権限規程」等の業務管理諸規程に従い行うこととし、併せて、「経営会議規程」に基づき経営会議を定期的で開催し、会社の経営戦略の見直しを図ることとする。
- ⑤ 従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
「コンプライアンス規程」に基づき「コンプライアンス委員会」を設置し、従業員の事業活動に関わるコンプライアンス体制の構築、整備を推進することとする。  
統合監査室は、「内部監査規程」に基づきコンプライアンス体制の妥当性を監査し、従業員の事業活動の健全性を確保することとする。  
また、法令・諸規程に反する行為を早期に発見し是正することを目的として、匿名性・利便性を確保した社外相談窓口（タキヒヨーホットライン）の内部通報制度を設置することとする。
- ⑥ 財務報告の信頼性を確保するための体制  
金融商品取引法に則った当社グループの財務報告に関する内部統制システムとしては、年度の「基本計画書」、「内部統制評価規程」及び「内部統制評価マニュアル」に基づき財務報告の信頼性に影響

を与える事象を抽出・評価、不備があると判断される場合には業務プロセスの見直しを図るなどして、適正な報告を実施することとする。

⑦ 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(i) 子会社の取締役の職務執行に係る事項の当社への報告に関する体制

「関係会社管理規程」は、子会社の取締役の職務執行に係る事項のうち、当社の取締役会の承認が必要な事項及び当社の取締役会への報告が必要な事項を定め、企業集団の総合的なリスク管理及び内部統制の強化を図ることとする。

(ii) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

グループ全体の一元的なリスク管理を実施するための「リスク管理規程」に基づき、当社の「統合リスク管理委員会」が上記(i)の報告及び統合監査室の内部監査により集められた子会社のリスク情報をまとめ、必要に応じて当社の取締役会に報告することとする。

(iii) 子会社の取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

子会社の経営の自主性及び独立性を尊重するとともに、当社と子会社が相互に密接な連携のもと経営を円滑に遂行し、総合的な事業の発展と相乗効果を図ることとする。

(iv) 子会社の取締役及び従業員の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

統合監査室は「関係会社管理規程」及び「内部監査規程」に基づき子会社の内部監査を行い、子会社のコンプライアンス体制の妥当性を監査することとする。

⑧ 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する体制、従業員の取締役からの独立性、及び従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役は、職務の執行に必要な場合は、統合監査室の所属員に職務の遂行の補助を委嘱することとする。委嘱された統合監査室の所属員は、取締役から独立して、監査役の指示に従うこととする。また、委嘱された統合監査室の所属員の人事異動及び人事考課については、監査役会の事前同意を得るものとする。

⑨ 監査役への報告に関する体制

(i) 当社の取締役及び従業員が監査役に報告するための体制

会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、不正もしくは法令・定款違反等について取締役は監査役会に報告し、従業員は、直属上長及び統合監査室に報告する。また、監査役が必要と認めた場合、取締役及び統合監査室は業務内容等について監査役に報告する。

(ii) 子会社の取締役・監査役及び従業員またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

子会社の監査役は当社の監査役が兼務し、子会社の取締役会に出席する。また統合監査室は定期的の子会社の業務監査及び内部統制監査を実施し、当社の監査役に監査結果を報告する。

(iii) 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

統合監査室は、監査役と連携して、監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けていないかを監査することとする。

⑩ 監査役職務の執行について生じる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役職務の執行について生じる費用等については、監査役の請求に応じすみやかに支払う体制とする。

⑪ その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

監査役職務の円滑な情報収集のため、会社の重要情報の事前または適時に報告する体制の整備を行うこととする。

⑫ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力とは一切関係を持たず、反社会的勢力から不当な要求を受けた場合には毅然とした態度で臨み、取引関係その他一切の関係を持たないこととする。

実際の対応に当たっては、総務部を統括部署とし、警察、企業防衛対策協議会など外部専門機関との連携を密にして反社会的勢力に関する情報の収集、管理、周知を行う。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

上記に掲げた業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

### ① 内部統制システム全般

統合リスク管理委員会は、会社法に係る内部統制及び金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制の有効性の評価と確認を行っている。

定期的開催される内部統制整備部会では、当社及び当社グループの内部統制に関わる課題を検討し、業務改善を行っている。

### ② コンプライアンス

コンプライアンス委員会では、当社及び当社グループのコンプライアンスの実態を定期的に把握し、対策を講じている。

統合監査室及び法務・コンプライアンス室は、定期的に社内研修を実施し、社員のコンプライアンス意識の向上に努めている。

### ③ 統合リスク管理

統合リスク管理委員会は、四半期にリスクカテゴリーごとのリスク評価を実施し、統合リスク管理シートを作成して取締役会に報告を行っている。

定期的開催される統合リスク管理部会では、当社及び当社グループのリスクを洗い出し、必要に応じて対策を講じている。

### ④ 子会社管理

取締役会は、関係会社管理規程に基づき、子会社の一定事項について承認を行い、必要に応じて報告を受けている。

常勤監査役及び統合監査室は、子会社を定期的に往査し、相互に情報共有を行っている。

## (3) 株式会社の支配に関する基本方針の概要

### ① 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、株主の皆さまをはじめ当社の従業員、取引先などとの信頼関係を十分に理解し、中長期的な視野のもと当社の企業価値ひいては株主共同の利益を最大化させる者でなければならないと考えます。

当社の企業価値ひいては株主共同の利益を最大化させるためには、具体的な施策として、後記②に記載の施策を多面的かつ継続的に実施することが必要となりますが、これらの施策を実施するうえで、当社が有する経営ノウハウ及び人材が重要な経営資源として位置付けられることは勿論のこと、取引先などとの長期にわたる信頼関係が重要な基盤となります。

したがって、企業価値ひいては株主共同の利益の最大化を目指す当社の経営に当たっては、専門性の高い業務知識や経営ノウハウを備えた者が取締役役に就任して、中長期的な視野のもと財務及び事業の方針の決定につき重要な職務を担当するとともに、株主の皆さまをはじめ、当社の従業員、取引先などとの間に築かれた信頼関係を十分理解したうえで、具体的な施策を継続的に実行することなくしては、将来にわたって当社の企業価値ひいては株主共同の利益の最大化を図ることはできないものと考えております。

## ② 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

### (i) 当社の企業理念及び企業価値向上に向けた取組み

当社は、「信用第一」、「謙虚利中」、「客六自四」を経営哲学とし、「夢のあるおもしろい企業を創り、心の豊かな社会を目指す」を経営理念に掲げ、付加価値の高い商品の企画提案力の強化、多品種小ロット・短納期化ニーズへの対応、経営体制の効率化、物流拠点の集約等により、企業価値向上に向けた継続的な取り組みを強化・推進してまいりました。

さらに、「グローバルチャレンジ／変革と前進」をキーワードに、中長期的な視点から海外市場をはじめとした新しいマーケットの開拓を目指しております。

### (ii) コーポレート・ガバナンスの取組み

取締役会は、経営の基本方針、法令で定められた事項及びその他経営に関する重要事項を決定するとともに、業務の執行を監督しております。また、当社は、平成28年5月25日開催の当社第105期定時株主総会においてご承認いただいて以降、独立役員である社外取締役を2名とし、取締役会の監督機能の更なる強化を図っております。

監査役会は、独立役員である社外監査役も参加し、各監査役は監査方針及び監査計画に基づいて、取締役会への出席や重要書類の閲覧等の監査など取締役の職務執行の監査を行うほか、会計監

査人や内部監査部門とも連携して、意見・情報交換を行っております。

社内管理体制においても、統合リスク管理委員会とコンプライアンス委員会を設置し、統合リスク管理委員会の下に統合リスク管理部会と内部統制整備部会を置くなど、内部統制機能及び監査機能の強化を図っております。

これらのコーポレート・ガバナンス体制の品質向上を図ることにより、経営の透明性と健全性を継続的に高め、株主の皆さまやお客様はもとより社会全体から高い信頼を得るように努めております。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

(i) 当社株式の大規模買付行為への対応方針（以下、「本対応方針」といいます。）の内容（概要は資料1のとおりです。）

A 本対応方針の目的

近時、事業を取り巻く環境はますます厳しくなっており、企業の事業戦略の一手段として他企業の買収が一般的に考慮される時代となりました。

当社取締役会は、当社の買収を企図した大規模買付行為であっても、それが会社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められない限り、これを阻止しようとするものではありません。当社株券等の大規模買付行為を受入れるか否かの判断は、最終的には当社株主の皆さまの判断に委ねられるべきものと考えております。

しかしながら、突如として大規模買付行為がなされた場合、株主の皆さまが大規模買付者の買付行為が妥当かどうかを判断いただくための十分な時間と情報が提供されず、結果として当社の企業価値ひいては株主共同の利益が著しく毀損される場合が生じる可能性も否定できません。

本対応方針は、当社の経営に影響力を持ちうる規模の当社株券等に対する買付等がなされる際に、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し向上させるという観点から、当該買付等に応ずるべきか否かを株主の皆さまに適切に判断していただくため、当該買付等についての情報の収集と当社取締役会の意見や代替案提示の機会を確保することを目的として大規模買付ルールを定め、併せて、当社の企業価値ひいて

は株主共同の利益を守ることを目的として、必要に応じて発動しうる大規模買付行為に対する相応の対抗措置を定めるものです。

## B 対象となる大規模買付行為

本対応方針の対象となる大規模買付行為とは、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（いずれについても、あらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。）とします。

（注1）：特定株主グループとは、

ア 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）

または、

イ 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。以下同じとします。）を意味します。

（注2）：議決権割合とは、

ア 特定株主グループが、（注1）のア記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。）も計算上考慮されるものとします。）

または、

イ 特定株主グループが、（注1）のイ記載の場合は、当該大規模買付者及び当該特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。各議決権割合の算出に当たっては、議決権の数（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）及び発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

（注3）：株券等とは、

同法第27条の23第1項または同法第27条の2第1項に規定する株券等を意味します。

## C 大規模買付ルールの内容

当社は、大規模買付行為が以下に定める大規模買付ルールに従って行われることにより、当該大規模買付行為についての情報収集と当社取締役会の意見や代替案提示の機会が確保され、ひいては当社の企業価値と株主共同の利益につながるものが重要であると考えます。この大規模買付ルールとは、

- ア 大規模買付者は、大規模買付行為に先立ち当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供しなければならず、
- イ 当社取締役会が当該情報を検討するために必要である一定の評価期間が経過した後（株主意思確認のための株主総会が招集される場合には、当該株主総会において対抗措置の発動に関する議案が承認されなかった場合）にのみ、大規模買付者は大規模買付行為を開始することができるというものです。

具体的には以下のとおりであります。

### (A) 意向表明書の提出の要求

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社宛に、「意向表明書」をご提出いただくこととします。意向表明書には、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先、提案する大規模買付行為の概要等及び大規模買付ルールを遵守する旨を示していただきます。

### (B) 情報提供の要求

次に、大規模買付者には当社株主の皆さまの判断及び当社取締役会の意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「大規模買付情報」といいます。）を提供していただくために、当社取締役会は、(A)の意向表明書を受領した日から10営業日以内に、大規模買付情報の項目を記載した書面を交付します。

大規模買付情報の主要な項目は以下のとおりです。

- a 大規模買付者及びグループ（共同保有者、特別関係者及び組合員（ファンドの場合）その他の構成員を含みます。）の概要（氏名または名称及び住所または所在地、代表者の役職及び氏名、会社等の目的及び事業の内容、資本構成、財務内容、当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験、国内連絡先、設立準拠法、過去の法令違反等の有無及び内容を含みます。）

- b 大規模買付行為の目的、方法及び内容（関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等及び関連する取引の実現可能性、買付等の対価の種類・価格、買付等の時期等を含みます。）
- c 買付価格の算定根拠（算定の前提となる事実や仮定、算定方法、算定に用いた数値情報並びに大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容及びその根拠を含みます。）及び買付資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的な名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- d 当社及び当社グループの経営に参画した後に想定している経営者候補（当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）、経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策及び資産活用策等
- e 大規模買付行為の完了後における当社の従業員、取引先等利害関係者の処遇方針
- f 大規模買付情報の一部を提供できない場合には、その具体的な理由

なお、大規模買付情報は株主の皆さまの判断及び取締役会の意見形成のために必要な範囲に限定されますが、大規模買付者から提供していただいた情報だけでは不十分と認められる場合には、大規模買付者に対して必要かつ十分な大規模買付情報が揃うまで、合理的な回答期間を定めた上で、追加的に情報提供を求めることがあります。

但し、当社取締役会が情報提供を求めて情報提供期間を引き延ばす等の恣意的な運用を避ける観点から、大規模買付情報の一部の提供を受けていないことをもって大規模買付情報の提供が完了していないと判断することはできないことといたします。この場合、情報提供期間の満了までに大規模買付者が大規模買付情報の一部について情報提供を行わなかった事実及びその理由は、他の大規模買付情報とともに、株主の皆さまの判断及び当社取締役会としての意見形成のための情報として開示、評価及び検討の対象といたします。

大規模買付行為の提案があった事実及び大規模買付情報は、株主の皆さまの判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部または一部を開示します。

(C) 取締役会による評価期間及び大規模買付情報等の開示

大規模買付者は、当社取締役会による一定の評価期間が経過するまでの間は、大規模買付行為を開始することができません。

すなわち当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し大規模買付情報の提供を完了した後、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株券等の買付の場合）または90日間（その他の大規模買付行為の場合）を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。

取締役会評価期間中、当社取締役会は独立の外部専門家（財務アドバイザー、公認会計士、弁護士など）や社外監査役（社外取締役が選任されている場合にあっては、これに加えて社外取締役）の助言を最大限尊重して、提供された大規模買付情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見をとりまとめ、株主の皆さまに対し開示します。

また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆さまに対し代替案を提示することもあります。

(D) 当社取締役会が、後記D (D) 記載のとおり、大規模買付行為に対する対抗措置の発動につき株主の皆さまの意思確認が必要であると判断した場合には、以下に定める要領に従って、新株予約権の無償割当等を行うこと、またはこれを当社取締役会に委任することを議案とする株主総会（以下「本件株主総会」といいます。）を開催するものとします。

本件株主総会は、取締役会評価期間終了後60日以内に開催するものとしますが、事務手続き上やむを得ず当該期間内に開催することができない場合は、事務手続き上可能な最も早い日に開催するものとします。

当社取締役会が本件株主総会を開催することとした場合は、大規模買付者は、本件株主総会が終了するまでは、大規模買付行為を開始することはできません。

- a 当社取締役会は、対抗措置を発動する必要があると判断した後速やかに本件株主総会において議決権を行使しうる株主を確定するために基準日（以下「本件基準日」とい

ます。)を設定し、本件基準日の2週間前までに当社定款に定める方法により公告します。

- b 本件株主総会において議決権を行使できる株主は、本件基準日の最終の株主名簿に記録された株主とします。
- c 本件株主総会の決議は、法令及び当社定款第17条第1項に基づき、出席した議決権を行使できる株主の議決権の過半数をもって行うものとします。
- d 当社取締役会は、本件株主総会にて株主の皆さまが判断するための情報等に関し、重要な変更等が発生した場合には、本件株主総会の基準日を設定した後であっても、本件基準日の変更、または本件株主総会の延期もしくは中止をすることができるものとします。

なお、当社取締役会は、本件株主総会開催の決定及び本件株主総会の決議内容について速やかに開示することとします。

#### D 大規模買付行為が為された場合の対応

##### (A) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守する場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守する場合には、原則として、大規模買付行為を阻止するものではありません。

しかしながら、大規模買付ルールを遵守する場合であっても、大規模買付行為において、例えば次のaからeまでに掲げられる行為が意図されており、その結果として、当該大規模買付行為が会社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合には、取締役の善管注意義務に基づき、例外的に下記(C)の対抗措置をとることがあります。

- a 株券等を買占め、その株券等について当社に対して高値で買取を要求する行為
- b 経営を一時的に支配し、重要な資産を廉価に取得する等当社の犠牲の下に買付者の利益を実現する経営を行う行為
- c 当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
- d 経営を一時的に支配し、高額資産を処分させ、一時的な高配当や株価高騰の機会をねらって高値で売り抜ける行為
- e 強圧的二段階買付等株主に株券等の売却を事実上強要するおそれのある買付等の行為

なお、当該大規模買付行為において、大規模買付者が上記aからeに記載の意図を有している場合であっても、上記例外的措置は、当該大規模買付行為が会社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合に限ってとるものであり、かかる大規模買付者の意図がそれらに形式的に該当することのみを理由として上記例外的措置をとることはしないものとします。

(B) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

意向表明書の提出や大規模買付情報の提供をしないなど大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、下記(C)の対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。

なお、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否かを判断するにあたっては、必ずしも大規模買付者が当社に関する詳細な情報を有していない場合があること、あるいは大規模買付者の買収戦略上自発的に情報開示を行うことが期待できない事項もあること等の大規模買付者側の事情をも合理的な範囲で十分勘案するものとし、少なくとも、大規模買付情報の一部が大規模買付者によって提出されないことのみをもって大規模買付ルールの不遵守と認定することはしないものとします。

(C) 対抗措置の内容

具体的な対抗措置については、当社定款に基づく新株予約権の無償割当等、法令及び定款により認められる対抗措置の中から最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。

新株予約権の無償割当をする場合の概要は資料2に記載のとおりですが、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属する者に新株予約権の行使を認めない旨の条件を付すことや、新株予約権者に対して当社株式と引き換えに当社が新株予約権を取得する旨の取得条項を付けることがあります。

(D) 対抗措置発動の手続

対抗措置の発動は上記 (A) 及び (B) に従い、独立の外部専門家（財務アドバイザー、公認会計士、弁護士など）や社外監査役（社外取締役が選任されている場合にあっては、これに加えて社外取締役）の助言を最大限尊重して、当社取締役会で決定することといたしますが、当社取締役会がなお株主の皆さまの意思確認が必要であると判断した場合には、株主総会の開催を求めることがあります。

対抗措置をとることを決定した場合には、法令及び当社が上場する金融商品取引所の上場規則等に従い、当該決定について適時・適切な開示を行います。なお、かかる開示には、対抗措置発動に関し助言を得た外部専門家の氏名または名称及び助言内容並びに対抗措置発動についての当社の考え方を含めるものとします。

(E) 対抗措置発動の停止等について

当社取締役会は、具体的対抗措置を講ずることを決定した後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行うなど対抗措置の発動が適切でない場合には、独立の外部専門家（財務アドバイザー、公認会計士、弁護士など）や社外監査役（社外取締役が選任されている場合にあっては、これに加えて社外取締役）の助言を最大限尊重して、対抗措置の発動の停止または変更を行うことがあります。

例えば、対抗措置として新株予約権を無償割当する場合において、権利の割当てを受けるべき株主が確定した後に、大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行うなど対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、当該新株予約権の無償割当の効力発生日までの間は、新株予約権の無償割当を中止することとし、また、新株予約権の無償割当後においては、行使期間開始までの間は、当社が当該新株予約権を無償取得することにより対抗措置発動の停止を行うことができるものとします。

このような対抗措置発動の停止を行う場合は、速やかな情報開示を行います。

(ii) 株主及び投資家の皆さまに与える影響

A 大規模買付ルールが株主及び投資家の皆さまに与える影響

大規模買付ルールは、大規模買付者に対して、大規模買付行為を行うにあたり従うべきルールを定めたものであり、株主の皆さまの所有する当社株券等に係る法的権利及び経済的利益に対して直接的な影響を与えるものではありません。

また、大規模買付ルールは、当社株主の皆さまに対し、大規模買付行為に応じるか否かを判断するために、必要な情報と当社取締役会の意見や代替案をそれぞれ提供するものがあります。これにより、株主の皆さまは、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の保護につながるものと考えます。

B 対抗措置発動時に株主及び投資家の皆さまに与える影響

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合など、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、対抗措置をとることがありますが、当該対抗措置の仕組み上、大規模買付者以外の株主の皆さまが、法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態は想定しておりません。

例えば、対抗措置として新株予約権の無償割当を行う場合には、株主の皆さまは、保有する株式1株につき1個の割合で新株予約権の割当を無償で受けることとなります。

そして、当社が当該新株予約権の取得の手続きをとることを決定した場合には、大規模買付者以外の株主の皆さまは、当社による当該新株予約権の取得の対価として当社株式を無償にて受領することとなります。

C 対抗措置発動の停止等について

当該新株予約権の無償割当を受けるべき株主が確定した後（権利落日以降）に、当社取締役会が当該新株予約権の発行を中止または発行した新株予約権の無償取得を行う場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じなくなることとなるため、当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買等を行った株主または投資家の皆さまは、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

D 対抗措置発動に伴って株主の皆さまに必要な手続き  
対抗措置として、新株予約権の無償割当が行われる場合に、株主の皆さまがこの割当てを受けるためには、別途当社取締役会が決定し公告する新株予約権の割当期日における最終の株主名簿に記録される必要があります。

新株予約権の割当期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆さまには、当該新株予約権の無償割当の効力発生日において、申込みを要することなく新株予約権が割当てられます。

また、当社が新株予約権の取得の手続きをとった場合には、大規模買付者以外の株主の皆さまは、申込みや金銭の払い込みを要することなく、当社による新株予約権の取得の対価として当社株式を受領することとなります。

これらの手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権の無償割当を行うことになった際に、法令及び当社が上場する金融商品取引所の上場規則等に従い、適時・適切に開示いたします。

(iii) 本対応方針の有効期限、廃止及び変更等

本対応方針の有効期限は、平成30年5月に開催される予定の定時株主総会終結の時までといたします。

なお、当社は、関係法令等の整備状況や企業価値・株主共同の利益保護の観点等を踏まえ、本対応方針の見直しを随時行い、必要に応じて取締役会決議または株主総会決議により本対応方針を廃止し、または変更する場合がございます。

本対応方針の廃止または変更がなされた場合には、当該廃止または変更の事実及び変更の内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、法令等に従って情報開示いたします。

また、本対応方針の有効期限以降、本対応方針の継続（一部修正した上での継続を含みます。）については定時株主総会のご承認を得ることとします。

- (iv) 本対応方針が会社支配に関する基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではないこと、会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと及びその理由

A 本対応方針が会社支配に関する基本方針に沿うものであること

本対応方針は、当社株券等に対する大規模な買付等がなされる場合に、それに応ずるべきか否かを株主の皆さまに適切に判断していただくため、当該買付等についての情報の収集と当社取締役会の意見や代替案提示の機会の確保を目的として、大規模買付ルールを設定し、大規模買付行為を行う者に対して大規模買付ルールの遵守を求めることとし、当該大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合及び大規模買付ルールを遵守する場合であっても、当該大規模買付行為が会社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合には、当社取締役会として、独立の外部専門家（財務アドバイザー、公認会計士、弁護士など）や社外監査役（社外取締役が選任されている場合にあつては、これに加えて社外取締役）の助言を最大限尊重した上で、一定の対抗措置を講じることを内容としております。このような本対応方針は、会社支配に関する基本方針に沿うものであると考えます。

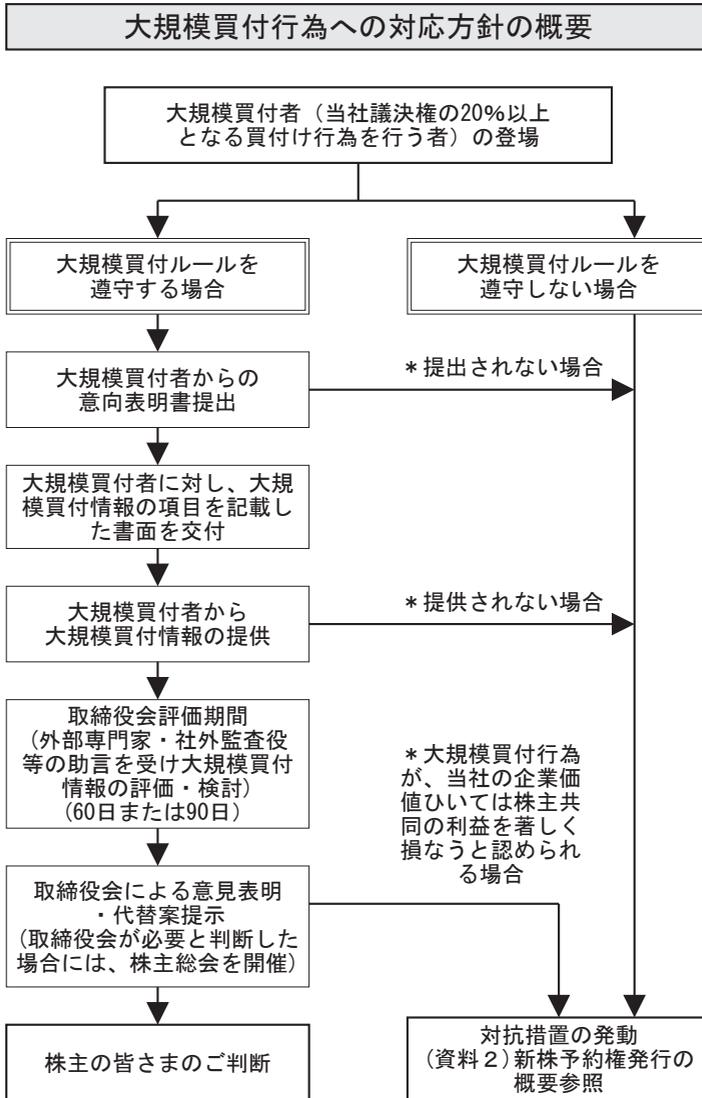
B 本対応方針が株主共同の利益を損なうものではなく、また、会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

当社は、以下の理由により、本対応方針が、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

- (A) 本対応方針は、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則や、企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の提言の趣旨に沿った内容となっております。

- (B) 本対応方針は、当社株主の皆さまが大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、さらには株主の皆さまが代替案の提示を受ける機会を確保し、株主の皆さまが、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることを可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を保護するという目的をもって導入されるものです。
- (C) 本対応方針の有効期間は、継続の承認を得た定時株主総会の終結の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとなっております。また、本対応方針は、その有効期間満了前であっても、株主総会決議または取締役会決議により、廃止することが可能です。なお、当社は、株主総会における取締役の解任要件を普通決議から加重はしておりません。
- (D) 当社取締役会は、本対応方針が定める対抗措置発動の判断において、独立の外部専門家や社外監査役（社外取締役が選任されている場合にあっては、これに加えて社外取締役）の助言を最大限尊重しなければならないこととしております。また、かかる助言及び当社取締役会の判断の概要については株主の皆さまに情報開示をすることとしており、本対応方針の透明な運営が行われる仕組みが確保されております。
- (E) 以上のほか、本対応方針は、当社取締役会による恣意的な対抗措置の発動を防止すべく、合理的かつ客観的な要件が充足されなければ対抗措置が発動されないように工夫されております。

本対応方針の概要



## 新株予約権発行の概要

1. 新株予約権割当の対象となる株主及び発行条件  
当社取締役会で定める割当期日における最終の株主名簿に記録された株主に  
対し、その所有する当社普通株式（但し、当社の所有する当社普通株式を除  
く。）1株につき1個の割合で新たに払込みをすることなく新株予約権を割当て  
る。
2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数  
新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的  
となる株式の総数は、当社取締役会が基準日として定める日における当社発行  
可能株式総数から当社普通株式の発行済株式（当社の所有する当社普通株式を  
除く。）の総数を減じた株式数を上限とする。新株予約権1個当たりの目的とな  
る株式の数は1株とする。  
但し、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うもの  
とする。
3. 発行する新株予約権の総数  
新株予約権の発行総数は、当社取締役会が別途定める数とする。  
当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当を行うことがある。
4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）  
各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）  
は1円以上で当社取締役会が定める額とする。
5. 新株予約権の譲渡制限  
新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の  
承認を要する。
6. 新株予約権の行使条件  
本対応方針の発効日以降に議決権割合が20%以上となったことのある特定株  
主グループに属する者（但し、あらかじめ当社取締役会が同意した者を除く。）  
でないこと等を行使の条件として定めるものとする。詳細については、当社取  
締役会が別途定めるものとする。
7. 新株予約権の行使期間等  
新株予約権の割当てがその効力を生ずる日、行使期間、取得条項その他必要  
な事項については、当社取締役会が別途定めるものとする。なお、取得条項に  
ついては、上記6.の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の  
者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権1個につき当社取締役会が  
別途定める株数の当社普通株式を交付することができる旨の条項を定めること  
ができる。

以 上

---

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しており  
ます。ただし、1株当たり当期純利益は、表示単位未満の端数を四捨五入し  
て表示しております。

# 貸借対照表

(平成30年2月28日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流動資産</b>	22,181	<b>流動負債</b>	12,631
現金及び預金	5,195	外貨支払手形	4,246
受取手形	1,136	買掛金	2,739
売掛金	11,082	短期借入金	1,034
商 品	3,729	1年内返済予定の長期借入金	1,050
前 渡 金	147	リ ー ス 債 務	16
前 払 費 用	142	未 払 金	2,106
繰延税金資産	311	未払法人税等	432
その他	438	賞与引当金	78
貸倒引当金	△2	返品調整引当金	24
<b>固定資産</b>	25,785	その他	903
<b>有形固定資産</b>	16,943	<b>固定負債</b>	3,612
建物	1,094	長期借入金	1,475
構築物	25	リ ー ス 債 務	22
機械及び装置	13	退職給付引当金	247
車両運搬具	6	役員退職慰労引当金	176
工具、器具及び備品	1,372	資産除去債務	110
土地	14,419	繰延税金負債	1,232
リース資産	11	再評価に係る繰延税金負債	132
<b>無形固定資産</b>	1,247	その他	216
借地権	10	<b>負債合計</b>	16,243
ソフトウェア	1,172	<b>純資産の部</b>	
リース資産	31	<b>株主資本</b>	29,962
その他	32	資本金	3,622
<b>投資その他の資産</b>	7,593	資本剰余金	4,148
投資有価証券	5,257	資本準備金	4,148
関係会社株式	1,216	利益剰余金	22,763
出 資 金	22	利益準備金	806
長期貸付金	43	その他利益剰余金	21,957
長期滞留債権	22	固定資産圧縮積立金	1,430
長期前払費用	26	別 途 積 立 金	15,500
長期差入保証金	847	繰越利益剰余金	5,026
保険積立金	118	<b>自己株式</b>	△571
その他	61	評価・換算差額等	1,508
貸倒引当金	△22	その他有価証券評価差額金	1,854
<b>資産合計</b>	47,966	繰延ヘッジ損益	△508
		土地再評価差額金	162
		<b>新株予約権</b>	251
		<b>純資産合計</b>	31,722
		<b>負債・純資産合計</b>	47,966

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(自 平成29年 3月 1日)  
(至 平成30年 2月 28日)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	66,469
売 上 原 価	55,045
売 上 総 利 益	11,423
返 品 調 整 引 当 金 繰 入 額	△1
差 引 売 上 総 利 益	11,424
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	12,872
営 業 損 失	1,447
営 業 外 収 益	
受 取 利 息 及 び 配 当 金	503
そ の 他	89
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	78
そ の 他	85
経 常 損 失	1,018
特 別 利 益	
固 定 資 産 売 却 益	4,116
そ の 他	0
特 別 損 失	
固 定 資 産 除 却 損	3
投 資 有 価 証 券 評 価 損	3
会 員 権 売 却 損	6
税 引 前 当 期 純 利 益	3,084
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	565
法 人 税 等 調 整 額	333
当 期 純 利 益	2,185

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(自 平成29年 3月 1日)  
(至 平成30年 2月 28日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				
		資 準 備 金	資 剰 余 金	本 金 計	利 準 備 金	益 金	そ の 他 利 益 剰 余 金		利 剰 余 金 計
					固 定 資 産 積 立 金	別 積 立 金	途 金	繰 越 利 益 剰 余 金	
平成29年3月1日残高	3,622	4,148	4,148	806	1,060	15,500		3,584	20,950
当期変動額									
剰余金の配当								△373	△373
当期純利益								2,185	2,185
自己株式の取得									
積立金の積立					373			△373	—
積立金の取崩					△3			3	—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)									
当期変動額合計	—	—	—	—	369	—		1,442	1,812
平成30年2月28日残高	3,622	4,148	4,148	806	1,430	15,500		5,026	22,763

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等					新 株 純 資 産 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 計	そ の 他 有 価 証 券 評 差 額 金	繰 上 損	延 滞 益	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 計	
平成29年3月1日残高	△570	28,151	1,535	△91	162	1,607	220	29,979
当期変動額								
剰余金の配当		△373						△373
当期純利益		2,185						2,185
自己株式の取得	△0	△0						△0
積立金の積立		—						—
積立金の取崩		—						—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			318	△417		△98	30	△68
当期変動額合計	△0	1,811	318	△417	—	△98	30	1,743
平成30年2月28日残高	△571	29,962	1,854	△508	162	1,508	251	31,722

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

## 1. 資産の評価基準及び評価方法

### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式……移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの……決算期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの……移動平均法による原価法

### (2) デリバティブの評価基準及び評価方法

時 価 法

### (3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商 品……移動平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

## 2. 固定資産の減価償却の方法

有 形 固 定 資 産……定率法

(リース資産を除く)

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

(少額減価償却資産)

取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、3年間で均等償却する方法を採用しております。

無 形 固 定 資 産……定額法

(リース資産を除く)

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

但し、ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年又は10年）に基づく定額法を採用しております。

リ ー ス 資 産……所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

長 期 前 払 費 用……定額法

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

### 3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金……売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金……従業員の賞与の支払に備えるため、支給見込額のうち、当期の負担額を計上しております。
- (3) 返品調整引当金……返品による損失に備えるため、過去の返品率等を勘案し、損失見込額を計上しております。
- (4) 退職給付引当金……従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により翌事業年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。

- (5) 役員退職慰労引当金……役員の退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づき、平成19年5月23日（第96期定時株主総会）までの在任期間に対応する要支給額を計上しております。

### 4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

### 5. ヘッジ会計の方法

- (1) ヘッジ会計の方法……繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約については、振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を採用しております。
- (2) ヘッジ手段とヘッジ対象……

<u>ヘッジ手段</u>	<u>ヘッジ対象</u>
為替予約	外貨建金銭債権債務
- (3) ヘッジ方針……当社の社内管理規程に基づき、為替変動リスクをヘッジしております。
- (4) ヘッジ有効性評価の方法……為替予約においては、すべてが将来の実需取引に基づくものであり、実行の可能性が極めて高いため有効性の判定を省略しております。

### 6. 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(追加情報)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当事業年度から適用しております。

(貸借対照表に関する注記)

- |    |  |          |
|----|--|----------|
| 1. | 有形固定資産の減価償却累計額   | 1,667百万円 |
| 2. | 関係会社に対する金銭債権債務   |          |
|    | 短期金銭債権   | 1百万円     |
|    | 短期金銭債務   | 1,180百万円 |
|    | 長期金銭債務   | 22百万円    |
| 3. | 固定資産圧縮積立金は、租税特別措置法に基づくものであります。   |          |
| 4. | 「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成13年3月31日公布法律第19号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額から再評価に係る繰延税金負債を控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。 |          |

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出しております。

再評価を行った年月日

平成14年2月28日

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

- |    |              |        |
|----|--------------|--------|
|    |              | 281百万円 |
| 5. | 債権流動化に伴う買戻義務 | 1百万円   |

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高	売	上	高	23百万円	
	仕	入	高	等	1,799百万円
	営業取引以外の取引高			415百万円	

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数

普通株式	272,653株
------	----------

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

返品調整引当金	7百万円
賞与引当金	23百万円
未払事業税及び未払地方人特別税	38百万円
退職給付引当金	75百万円
役員退職慰労引当金	53百万円
貸倒引当金	7百万円
有価証券評価損	149百万円
減損損失	39百万円
繰延ヘッジ損益	225百万円
その他の他	126百万円
計	747百万円
評価性引当額	△314百万円
繰延税金資産 合計	432百万円

繰延税金負債

固定資産圧縮積立金	627百万円
資産除去債務	22百万円
その他有価証券評価差額金	704百万円
繰延税金負債 合計	1,354百万円

繰延税金負債の純額

921百万円

なお、上記のほか、土地再評価差額金に係る繰延税金資産が42百万円あり、評価性引当額を42百万円計上しております。また、土地再評価差額金に係る繰延税金負債が132百万円あります。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 3,374円14銭
2. 1株当たり当期純利益 234円31銭
3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益 230円95銭

(注) 当社は、平成29年9月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を実施しております。当事業年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益、潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。

(連結配当規制適用会社に関する注記)

当社は連結配当規制適用会社であります。

# 連結貸借対照表

(平成30年 2月28日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流動資産</b>	24,730	<b>流動負債</b>	12,520
現金及び預金	6,157	支払手形及び買掛金	7,520
受取手形及び売掛金	13,410	短期借入金	210
商品及び製品	3,959	1年内返済予定の長期借入金	1,050
仕掛品	42	リース債務	0
原材料及び貯蔵品	27	未払金	2,148
繰延税金資産	336	未払法人税等	473
その他	801	賞与引当金	102
貸倒引当金	△4	返品調整引当金	24
<b>固定資産</b>	26,938	その他	989
<b>有形固定資産</b>	19,086	<b>固定負債</b>	3,795
建物及び構築物	2,216	長期借入金	1,475
機械装置及び運搬具	124	退職給付に係る負債	218
工具、器具及び備品	1,464	役員退職慰労引当金	176
土地	15,280	資産除去債務	159
<b>無形固定資産</b>	1,260	繰延税金負債	1,364
<b>投資その他の資産</b>	6,591	再評価に係る繰延税金負債	132
投資有価証券	5,316	その他	269
出資金	22	<b>負債合計</b>	16,315
長期貸付金	43	<b>純資産の部</b>	
長期差入保証金	956	<b>株主資本</b>	33,490
保険積立金	118	資本金	3,622
繰延税金資産	29	資本剰余金	4,148
その他	140	利益剰余金	26,291
貸倒引当金	△35	自己株式	△571
<b>資産合計</b>	51,669	その他の包括利益累計額	1,610
		その他有価証券評価差額金	1,860
		繰延ヘッジ損益	△537
		土地再評価差額金	162
		為替換算調整勘定	20
		退職給付に係る調整累計額	104
		<b>新株予約権</b>	251
		<b>純資産合計</b>	35,353
		<b>負債・純資産合計</b>	51,669

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

(自 平成29年3月1日  
至 平成30年2月28日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		72,751
売 上 原 価		60,480
売 上 総 利 益		12,270
返 品 調 整 引 当 金 繰 入 額		△1
差 引 売 上 総 利 益		12,271
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		13,420
営 業 損 失		1,148
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	108	
そ の 他	114	223
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	74	
そ の 他	100	174
経 常 損 失		1,099
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	4,116	
そ の 他	2	4,118
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	3	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	3	
会 員 権 売 却 損	6	13
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		3,005
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	647	
法 人 税 等 調 整 額	398	1,046
当 期 純 利 益		1,959
親会社株主に帰属する当期純利益		1,959

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(自 平成29年 3月 1日)  
(至 平成30年 2月 28日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					その他の包括利益累計額	
	資本金	資 剩 余 金	利 益 剰 余 金	自己株式	株主資本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 上 シ 延 誤 損 益
平成29年 3月 1日 残高	3,622	4,148	24,705	△570	31,905	1,528	△82
連結会計年度中の変動額							
剰 余 金 の 配 当			△373		△373		
親会社株主に帰属する当期純利益			1,959		1,959		
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0		
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)						332	△454
連結会計年度中の変動額合計	—	—	1,586	△0	1,585	332	△454
平成30年 2月 28日 残高	3,622	4,148	26,291	△571	33,490	1,860	△537

	その他の包括利益累計額				新株予約権	純 資 産 計
	土地再評価 差 額 金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
平成29年 3月 1日 残高	162	16	7	1,632	220	33,758
連結会計年度中の変動額						
剰 余 金 の 配 当						△373
親会社株主に帰属する当期純利益						1,959
自 己 株 式 の 取 得						△0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)		4	96	△21	30	8
連結会計年度中の変動額合計	—	4	96	△21	30	1,594
平成30年 2月 28日 残高	162	20	104	1,610	251	35,353

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 連 結 注 記 表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

## 1. 連結の範囲に関する事項

### (1) 連結子会社の数 7社

連結子会社の名称：ティー・ティー・シー(株)、ティー・エル・シー(株)、瀧兵香港有限公司、ティー・エフ・シー(株)、タキヒヨー（上海）貿易有限公司、(株)タキヒヨー・オペレーション・プラザ、タキヒヨー韓国(株)

### (2) 非連結子会社はありません。

## 2. 持分法の適用に関する事項

非連結子会社及び関連会社がないため、持分法の適用はありません。

## 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、瀧兵香港有限公司及びタキヒヨー（上海）貿易有限公司の決算日は12月31日であります。なお、決算日の差異が3ヶ月を超えないため、当該決算日に係る計算書類を連結しており、連結決算日との間に重要な取引が生じた場合には、連結上必要な調整を行うことにしております。他の連結子会社の事業年度末日と連結決算日は一致しております。

## 4. 会計方針に関する事項

### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの……決算期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの……移動平均法による原価法

### (2) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

### (3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商 品……主として移動平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

製品・仕掛品・原材料……主として個別原価法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

貯 蔵 品……最終仕入原価法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(4) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……定率法

(リース資産を除く) なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

(少額減価償却資産)

取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、3年間で均等償却する方法を採用しております。

無形固定資産……定額法

(リース資産を除く) なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

但し、ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年又は10年）に基づく定額法を採用しております。

リース資産……所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

長期前払費用……定額法

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(5) 引当金の計上基準

貸倒引当金……売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金……従業員の賞与の支払に備えるため、支給見込額のうち、当連結会計年度の負担額を計上しております。

返品調整引当金……タキヒヨー(株)は返品による損失に備えるため、過去の返品率等を勘案し、損失見込額を計上しております。

役員退職慰労引当金……タキヒヨー(株)は役員の退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づき、平成19年5月23日（第96期定時株主総会）までの在任期間に対応する要支給額を計上しております。

(6) 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社等の資産、負債、収益及び費用は決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(7) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約については、振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

<u>ヘッジ手段</u>	<u>ヘッジ対象</u>
為替予約	外貨建金銭債権債務

③ ヘッジ方針

主として、社内管理規程に基づき、為替変動リスクをヘッジしております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

為替予約においては、すべてが将来の実需取引に基づくものであり、実行の可能性が極めて高いため有効性の判定を省略しております。

(8) その他連結計算書類作成のための重要な事項

① 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

② 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(追加情報)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当連結会計年度から適用しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産

長期差入保証金

40百万円

上記資産を買掛金10百万円の担保に供しております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額

2,630百万円

3. 「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成13年3月31日公布法律第19号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額から再評価に係る繰延税金負債を控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出しております。

再評価を行った年月日

平成14年2月28日

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

281百万円

4. 債権流動化に伴う買戻義務

1百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式

9,600,000株

(注)平成29年9月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を実施しております。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年5月24日 定時株主総会	普通株式	186	4.00	平成29年2月28日	平成29年5月25日
平成29年9月29日 取締役会	普通株式	186	4.00	平成29年8月31日	平成29年10月26日
計		373			

(注)1株当たり配当額については、基準日が平成29年8月31日であるため、平成29年9月1日付の株式併合前の金額を記載しております。

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成30年5月23日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	186	20.00	平成30年2月28日	平成30年5月24日

3. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数  
普通株式 140,200株

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融商品に限定し、必要な資金については、金融機関からの借入により調達しております。デリバティブ取引は、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、その一部には、輸出業務等に伴って発生する外貨建ての営業債権があり、為替の変動リスクに晒されております。投資有価証券は主として株式及び債券であり、市場価格の変動リスク及び信用リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、1年以内の支払期日であります。また、その一部には、輸入業務等に伴って発生する外貨建ての営業債務があり、為替の変動リスクに晒されております。借入金は、主に設備投資や運転資金等に必要な資金の調達を目的としております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「会計方針に関する事項」に記載されている「(7)ヘッジ会計の方法」をご覧ください。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等にかかるリスク）の管理

当社グループは、与信管理規則に従い、営業債権について取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

- ② 市場リスク（為替等の変動リスク）の管理  
 当社グループは、外貨建ての債権債務について、実需取引の範囲内で先物為替予約取引を行っております。投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。デリバティブ取引の管理については、為替予約規則を設け、リスクヘッジ目的の取引に限定して行っております。
- ③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理  
 グループ各社において、資金繰計画を作成するなどして、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。また、「2. 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成30年2月28日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。（注2）をご参照ください。）

	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 受取手形及び売掛金	13,410	13,410	—
(2) 投資有価証券 その他有価証券	5,164	5,164	—
資産計	18,574	18,574	—
(1) 支払手形及び買掛金	7,520	7,520	—
(2) 短期借入金	210	210	—
(3) 長期借入金	2,525	2,525	△0
負債計	10,255	10,256	△0
デリバティブ取引(*)	(775)	(775)	—

(\*) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( )で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(2) 投資有価証券

株式等は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項は以下のとおりであります。

その他有価証券の当連結会計年度中の売却額は1百万円であり、売却益の合計額は0百万円であります。また、その他有価証券において、種類毎の取得価額、連結貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	種類	連結貸借対照表計上額(百万円)	取得価額(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が取得価額を超えるもの	(1) 株式	3,942	1,615	2,326
	(2) 債券			
	その他	228	196	32
	(3) その他	467	206	261
	小計	4,638	2,018	2,620
連結貸借対照表計上額が取得価額を超えないもの	(1) 株式	210	256	△45
	(2) 債券			
	その他	298	302	△4
	(3) その他	16	19	△3
	小計	525	578	△52
合計		5,164	2,596	2,567

負債

(1) 支払手形及び買掛金、並びに (2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(3) 長期借入金

元利金の合計額を同様の新規借入れを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

## デリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないもの  
該当するものではありません。

ヘッジ会計が適用されているもの

ヘッジ会計の方法ごとの連結決算日における契約額は、次のとおりです。

### 通貨関連

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額(百万円)		時価(百万円)
				うち1年超	
原則的処理方法	為替予約取引 売建				
	米ドル	売掛金	434	—	2
	ユーロ	売掛金	674	—	△4
	買建				
	米ドル	買掛金	26,850	—	△764
	ユーロ	買掛金	323	—	△9
	英ポンド	買掛金	10	—	0
	中国元	買掛金	1	—	△0
為替予約等の振当処理	為替予約取引 売建				
	米ドル	売掛金	39	—	(注2)
	ユーロ	売掛金	71	—	
	買建				
	米ドル	買掛金	990	—	
	ユーロ	買掛金	28	—	
合計			29,424	—	

(注) 1. 時価の算定方法は、取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

2. 為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている売掛金及び買掛金と一体として処理されているため、その時価は、当該売掛金及び買掛金の時価に含めて記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

	連結貸借対照表計上額 (百万円)
その他有価証券 非上場株式	152

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(2) 投資有価証券」には含めておりません。

## (注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
受取手形及び売掛金	13,410	—	—	—
投資有価証券				
その他有価証券のうち				
満期があるもの				
①債券				
社債	—	—	469	—
その他	100	—	—	—
②その他	—	—	—	483
合計	13,510	—	469	483

## (注4) 長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く）の連結決算日後5年間の返済予定額

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	750	725	—	—

## (賃貸等不動産に関する注記)

賃貸等不動産の状況及び時価に関する事項

## 1. 賃貸等不動産の概要

当社及び一部の連結子会社では、愛知県その他の地域において、賃貸用のマンション、オフィスビル及び土地等を有しております。

なお、国内の賃貸オフィスビルの一部については、当社及び一部の連結子会社が使用しているため、賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産としております。

## 2. 賃貸等不動産及び賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する連結貸借対照表計上額及び当連結会計年度における主な変動並びに連結決算日における時価及び当該時価の算定方法

	連結貸借対照表計上額 (百万円)			連結決算日における時価 (百万円)
	当期首残高	当期増減額	当期末残高	
賃貸等不動産	15,589	161	15,750	28,069
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産	4,016	△4,016	—	—

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
2. 主な変動  
 賃貸等不動産の当連結会計年度増減額のうち増加額は、不動産取得（224百万円）、減少額は、減価償却費（63百万円）、賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産の当連結会計年度増減額のうち、減少額は、売却による減少（4,016百万円）であります。
3. 時価の算定方法  
 当連結会計年度末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額、その他の物件については路線価等の市場価格を反映していると考えられる指標に基づき算定した金額であります。
3. 賃貸等不動産及び賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する平成30年2月期における損益

	賃貸収益 (百万円)	賃貸費用 (百万円)	差額 (百万円)	その他損益 (百万円)
賃貸等不動産	730	190	539	—
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産	12	6	5	4,115

- (注) 1. 賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産には、サービスの提供及び経営管理として当社及び一部の連結子会社が使用している部分も含むため、当該部分の賃貸収益は、計上されておりません。  
 なお、当該不動産に係る費用（減価償却費、保険料、租税公課等）については、賃貸費用に含まれております。
2. その他損益は、固定資産売却益であります。

(1株当たり情報に関する注記)

- |                      |           |
|----------------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額         | 3,763円34銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益        | 210円04銭   |
| 3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益 | 207円04銭   |

(注) 当社は、平成29年9月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を実施しております。当連結会計年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益、潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。

## 独立監査人の監査報告書

平成30年4月12日

タキヒヨー株式会社

取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 高橋 浩彦 ㊞  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 水野 大 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、タキヒヨー株式会社の平成29年3月1日から平成30年2月28日までの第107期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 独立監査人の監査報告書

平成30年4月12日

タキヒヨー株式会社  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 高橋 浩彦 ㊞  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 水野 大 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、タキヒヨー株式会社の平成29年3月1日から平成30年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、タキヒヨー株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告書謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年3月1日から平成30年2月28日までの第107期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じ説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じ説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見表明いたしました。
  - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書、並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
  - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、内部統制システムに関しては、取締役の職務の執行も含め、今後とも持続的な整備、充実が重要であると考えます。
  - ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果  
会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
  - (3) 連結計算書類の監査結果  
会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年4月13日

タキヒヨー株式会社	監査役会	
常勤監査役	加藤佳彦	㊟
常勤監査役	丹羽卓三	㊟
社外監査役	鷲野直久	㊟
社外監査役	末安堅二	㊟

以上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、長期的な経営基盤の確立のため、財務体質の強化に努めるとともに、配当についても株主の皆さまへの利益還元を経営の重要課題の一つと考えております。更に、積極的かつ安定した配当を継続するとともに、内部留保を充実すること等を勘案し配当を行うことを基本方針としております。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類  
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金20円 総額186,546,940円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
平成30年5月24日

### 第2号議案 定款一部変更の件

#### 1. 変更の理由

今後の新たな生活関連事業展開に備え、現行定款第2条（目的）につきまして、目的事項の追加を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分であります。）

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則 (目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1)～(20) (条文省略) (新設) (新設)  (21)前各号に付帯する一切の業務	第1章 総 則 (目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1)～(20) (現行のとおり) <u>(21)飲食関連事業</u> <u>(22)美容・健康関連商品の販売及び輸出入</u> <u>(23)前各号に付帯する一切の業務</u>

### 第3号議案 当社株券等の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）の継続の件

#### 1. 議案提案の理由

当社は、企業価値及び株主共同の利益の確保・向上を目的として、平成19年5月23日開催の当社第96期定時株主総会において「当社株券等の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）」（以下「本対応方針」といいます。）の導入を株主の皆さまよりご承認いただき、その後、平成21年5月20日開催の当社第98期定時株主総会、平成24年5月23日開催の当社第101期定時株主総会及び平成27年5月20日開催の当社第104期定時株主総会において本対応方針の一部修正と継続のご承認をいただいております。

このように株主の皆さまのご承認をいただきました本対応方針の有効期限は、平成30年5月23日開催予定の当社第107期定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）の終結の時までであることから、当社では、企業価値及び株主共同の利益の最大化を図る観点から、その継続の是非も含め、本対応方針の在り方について検討してまいりました。その結果、平成30年4月16日開催の取締役会において、平成20年6月30日に企業価値研究会が公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容のほか、その後の買収防衛策に関する実務や議論等の動向を踏まえ、本定時株主総会における株主の皆さまのご承認を得ることを条件として、後記2ないし5のとおり、本対応方針を継続することを決定いたしました。その概要は資料1のとおりです。

上記の取締役会において決定された本対応方針は、平成27年5月20日開催の当社第104期定時株主総会においてご承認いただいた内容から実質的な修正はございません。上記の取締役会においては、本対応方針の継続につき、独立社外取締役を含む取締役の全員一致により、その承認可決がなされるとともに、社外監査役2名を含む当社監査役4名全員からも、本対応方針の具体的運用が適正に行われることを条件として、賛同を得ております。

本議案は、本対応方針の継続が株主の皆さまにとり重要な事項であることに鑑み、本対応方針の継続について株主の皆さまのご承認をお願いするものでありますが、本議案につき出席株主の皆さまの議決権の過半数のご賛同を得られなかった場合には、その時点で本対応方針は廃止いたします。

なお、現在、当社株券等の大規模買付行為に関する打診、申入れ等はございません。

## 2. 本対応方針の内容

平成30年4月16日開催の取締役会において継続が決定された本対応方針の内容は、以下のとおりです。

### (1) 本対応方針の目的

近時、事業を取り巻く環境はますます厳しくなっており、企業の事業戦略の一手段として他企業の買収が一般的に考慮される時代となりました。

当社取締役会は、当社の買収を企図した大規模買付行為であっても、それが会社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められない限り、これを阻止しようとするものではありません。当社株券等の大規模買付行為を受入れるか否かの判断は、最終的には当社株主の皆さまの判断に委ねられるべきものと考えております。

しかしながら、突如として大規模買付行為がなされた場合、株主の皆さまが大規模買付者の買付行為が妥当かどうかを判断いただくための十分な時間と情報が提供されず、結果として当社の企業価値ひいては株主共同の利益が著しく毀損される場合が生じる可能性も否定できません。

本対応方針は、当社の経営に影響力を持ちうる規模の当社株券等に対する買付等がなされる際に、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し向上させるという観点から、当該買付等に応ずるべきか否かを株主の皆さまに適切に判断していただくため、当該買付等についての情報の収集と当社取締役会の意見や代替案の提示の機会を確保することを目的として大規模買付ルールを定め、併せて、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、必要に応じて発動しうる大規模買付行為に対する相応の対抗措置を定めるものです。

### (2) 対象となる大規模買付行為

本対応方針の対象となる大規模買付行為とは、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（いずれについても、あらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。）とします。

（注1）：特定株主グループとは、

ア 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の

23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。)及びその共同保有者(同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。)

または、

- イ 当社の株券等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。)の買付け等(同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。)を行う者及びその特別関係者(同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。以下同じとします。)をいいます。

(注2): 議決権割合とは、

- ア 特定株主グループが、(注1)のア記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合(同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数(同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。))も計算上考慮されるものとします。

または、

- イ 特定株主グループが、(注1)のイ記載の場合は、当該大規模買付者及び当該特別関係者の株券等所有割合(同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。)の合計をいいます。各議決権割合の算出に当たっては、議決権の数(同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。)及び発行済株式の総数(同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。)は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

(注3): 株券等とは、

同法第27条の23第1項または同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。

### (3) 大規模買付ルールの内容

当社は、大規模買付行為が以下に定める大規模買付ルールに従って行われることにより、当該大規模買付行為についての情報収集と当社取締役会の意見や代替案の提示の機会が確保され、ひいては当社の企業価値と株主共同の利益につながること

が重要であると考えます。この大規模買付ルールとは、

- ア 大規模買付者は、大規模買付行為に先立ち当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供しなければならず、
- イ 当社取締役会が当該情報を検討するために必要である一定の評価期間が経過した後（株主意思確認のための株主総会が招集される場合には、当該株主総会において対抗措置の発動に関する議案が承認されなかった場合）にのみ、大規模買付者は大規模買付行為を開始することができるというものです。

具体的には以下のとおりです。

① 意向表明書の提出の要求

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社宛に、「意向表明書」をご提出いただくこととします。意向表明書には、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先、提案する大規模買付行為の概要等及び大規模買付ルールを遵守する旨を示していただきます。

② 情報提供の要求

次に、当社株主の皆さまの判断及び当社取締役会の意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「大規模買付情報」といいます。）を大規模買付者に提供していただくために、当社取締役会は、大規模買付者に対し、①の意向表明書を受領した日から10営業日以内に、大規模買付情報の項目を記載した書面を交付します。

大規模買付情報の主要な項目は以下のとおりです。

- (i) 大規模買付者及びグループ（共同保有者、特別関係者及び組合員（ファンドの場合）その他の構成員を含みます。）の概要（氏名または名称及び住所または所在地、代表者の役職及び氏名、会社等の目的及び事業の内容、資本構成、財務内容、当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験、国内連絡先、設立準拠法、過去の法令違反等の有無及び内容を含みます。）
- (ii) 大規模買付行為の目的、方法及び内容（関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等及び関連する取引の実現可能性、買付等の対価の種類・価格、買付等の時期等を含みます。）
- (iii) 買付価格の算定根拠（算定の前提となる事実や仮定、算定方法、算定に用いた数値情報並びに大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想され

るシナジーの内容及びその根拠を含みます。)及び買付資金の裏付け(資金の提供者(実質的提供者を含みます。)の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。)

- (iv) 当社及び当社グループの経営に参画した後に想定している経営者候補(当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。)、経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策及び資産活用策等
- (v) 大規模買付行為の完了後における当社の従業員、取引先等利害関係者の処遇方針
- (vi) 大規模買付情報の一部を提供できない場合には、その具体的な理由

なお、大規模買付情報は株主の皆さまの判断及び取締役会の意見形成のために必要な範囲に限定されますが、大規模買付者から提供していただいた情報だけでは不十分と認められる場合には、大規模買付者に対して必要かつ十分な大規模買付情報が揃うまで、合理的な回答期間を定めた上で、追加的に情報提供を求めることがあります。

但し、当社取締役会が情報提供を求めて情報提供期間を引き延ばす等の恣意的な運用を避ける観点から、大規模買付情報の一部の提供を受けていないことをもって大規模買付情報の提供が完了していないと判断することはできないことといたします。情報提供期間の満了までに大規模買付者が大規模買付情報の一部について情報提供を行わなかった場合、その事実及び理由は、他の大規模買付情報とともに、株主の皆さまの判断及び当社取締役会としての意見形成のための情報として開示、評価及び検討の対象といたします。

大規模買付行為の提案があった事実及び大規模買付情報は、株主の皆さまの判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部または一部を開示します。

③ 取締役会による評価期間及び大規模買付情報等の開示

大規模買付者は、当社取締役会による一定の評価期間が経過するまでの間は、大規模買付行為を開始することができません。

すなわち当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し大規

模買付情報の提供を完了した後、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株券等の買付の場合）または90日間（その他の大規模買付行為の場合）を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、独立の外部専門家（財務アドバイザー、公認会計士、弁護士など）のほか、社外取締役及び社外監査役の助言を最大限尊重して、提供された大規模買付情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見をとりまとめ、株主の皆さまに対し開示します。

また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆さまに対し代替案を提示することもあります。

- ④ 当社取締役会が、後記(4)④記載のとおり、大規模買付行為に対する対抗措置の発動につき株主の皆さまの意思確認が必要であると判断した場合には、以下に定める要領に従って、新株予約権の無償割当等を行うこと、またはこれを当社取締役会に委任することを議案とする株主総会（以下「本件株主総会」といいます。）を開催するものとします。

本件株主総会は、取締役会評価期間終了後60日以内に開催するものとしますが、事務手続き上やむを得ず当該期間内に開催することができない場合は、事務手続き上可能な最も早い日に開催するものとします。

当社取締役会が本件株主総会を開催することとした場合は、大規模買付者は、本件株主総会が終了するまでは、大規模買付行為を開始することはできません。

- (i) 当社取締役会は、対抗措置を発動する必要があると判断した後速やかに本件株主総会において議決権を行使しうる株主を確定するために基準日（以下「本件基準日」といいます。）を設定し、本件基準日の2週間前までに当社定款に定める方法により公告します。
- (ii) 本件株主総会において議決権を行使できる株主は、本件基準日の最終の株主名簿に記録された株主とします。
- (iii) 本件株主総会の決議は、法令及び当社定款第17条第1項に基づき、出席した議決権を行使できる株主の議

決権の過半数をもって行うものとします。

- (iv) 当社取締役会は、本件株主総会において株主の皆さまが判断するための情報等に関し、重要な変更等が発生した場合には、本件株主総会の基準日を設定した後であっても、本件基準日の変更、または本件株主総会の延期もしくは中止をすることができるものとします。

なお、当社取締役会は、本件株主総会開催の決定及び本件株主総会の決議内容について速やかに開示することとします。

(4) 大規模買付行為がなされた場合の対応

① 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守する場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守する場合には、原則として、大規模買付行為を阻止するものではありません。

しかしながら、大規模買付ルールを遵守する場合であっても、大規模買付行為において、例えば次の(i)から(v)までに掲げられる行為が意図されており、その結果として、当該大規模買付行為が会社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合には、取締役の善管注意義務に基づき、例外的に下記③の対抗措置をとることがあります。

- (i) 株券等を買収し、その株券等について当社に対して高値で買取を要求する行為
- (ii) 経営を一時的に支配し、重要な資産を廉価に取得する等当社の犠牲の下に買付者の利益を実現する経営を行う行為
- (iii) 当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
- (iv) 経営を一時的に支配し、高額資産を処分させ、一時的な高配当や株価高騰の機会をねらって高値で売り抜ける行為
- (v) 強圧的二段階買付等株主に株券等の売却を事実上強要するおそれのある買付等の行為

なお、当該大規模買付行為において、大規模買付者が上記(i)から(v)に記載の意図を有している場合であっても、上記例外的措置は、当該大規模買付行為が会社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいて

は株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合に限り、かかる大規模買付者の意図がそれらに形式的に該当することのみを理由として上記例外的措置をとることはしないものとします。

② 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

意向表明書の提出や大規模買付情報の提供をしないなど大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、下記③の対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。

なお、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否かを判断するにあたっては、必ずしも大規模買付者が当社に関する詳細な情報を有していない場合があること、あるいは大規模買付者の買収戦略上自発的に情報開示を行うことが期待できない事項もあること等の大規模買付者側の事情をも合理的な範囲で十分勘案するものとし、少なくとも、大規模買付情報の一部が大規模買付者によって提出されないことのみをもって大規模買付ルールの不遵守と認定することはしないものとします。

③ 対抗措置の内容

具体的な対抗措置については、当社定款に基づく新株予約権の無償割当等、法令及び定款により認められる対抗措置の中から最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。

新株予約権の無償割当をする場合の概要は資料2に記載のとおりですが、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属する者に新株予約権の行使を認めない旨の条件を付すことや、新株予約権者に対して当社株式を交付するのと引き換えに当社が新株予約権を取得する旨の取得条項を付けることがあります。

④ 対抗措置発動の手續

対抗措置の発動は上記①及び②に従い、独立の外部専門家(財務アドバイザー、公認会計士、弁護士など)のほか、社外取締役及び社外監査役の助言を最大限尊重して、当社取締役会で決定することといたします。但し、当社取締役会がなお株主の皆さまの意思確認が必要であると判断した場合には、株主総会の開催を求めることがあります。

対抗措置をとることを決定した場合には、法令及び当社が上場する金融商品取引所の上場規則等に従い、当該

決定について適時・適切な開示を行います。なお、かかる開示には、対抗措置発動に関し助言を得た外部専門家の氏名または名称及び助言内容並びに対抗措置発動についての当社の考え方を含めるものとします。

⑤ 対抗措置発動の停止等について

当社取締役会は、具体的対抗措置を講ずることを決定した後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行うなど対抗措置の発動が適切でない場合には、独立の外部専門家(財務アドバイザー、公認会計士、弁護士など)のほか、社外取締役及び社外監査役の助言を最大限尊重して、対抗措置の発動の停止または変更を行うことがあります。

例えば、対抗措置として新株予約権を無償割当する場合において、権利の割当てを受けるべき株主が確定した後に、大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行うなど対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、当該新株予約権の無償割当の効力発生日までの間は、新株予約権の無償割当を中止することとし、また、新株予約権の無償割当後においては、行使期間開始までの間は、当社が当該新株予約権を無償取得することにより対抗措置発動の停止を行うことができるものとします。

このような対抗措置発動の停止を行う場合は、速やかな情報開示を行います。

3. 株主及び投資家の皆さまに与える影響

- (1) 大規模買付ルールが株主及び投資家の皆さまに与える影響  
大規模買付ルールは、大規模買付者に対して、大規模買付行為を行うに当たり従うべきルールを定めたものであり、株主の皆さまの所有する当社株券等に係る法的権利及び経済的利益に対して直接的な影響を与えるものではありません。

また、大規模買付ルールは、当社株主の皆さまに対し、大規模買付行為に応じるか否かを判断するために、必要な情報と当社取締役会の意見や代替案をそれぞれ提供するものであります。これにより、株主の皆さまは、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の保護につながるものと考えます。

- (2) 対抗措置発動時に株主及び投資家の皆さまに与える影響  
大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合などには、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、対抗措置をとることがありますが、当該対抗措置の仕組み上、大規模買付者以外の株主の皆さまが、法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態は想定しておりません。  
例えば、対抗措置として新株予約権の無償割当を行う場合には、株主の皆さまは、保有する株式1株につき1個の割合で新株予約権の割当てを無償で受けることとなります。  
そして、当社が当該新株予約権の取得の手続きをとることを決定した場合には、大規模買付者以外の株主の皆さまは、当社による当該新株予約権の取得の対価として当社株式を無償にて受領することとなります。
- (3) 対抗措置発動の停止等について  
当該新株予約権の無償割当を受けるべき株主が確定した後（権利落ち日以降）に、当社取締役会が当該新株予約権の発行を中止または発行した新株予約権の無償取得を行う場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じなくなることとなるため、当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買等を行った株主または投資家の皆さまは、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。
- (4) 対抗措置発動に伴って株主の皆さまに必要な手続き  
対抗措置として、新株予約権の無償割当が行われる場合には、株主の皆さまがこの割当てを受けるためには、別途当社取締役会が決定し公告する新株予約権の割当期日における最終の株主名簿に記録される必要があります。  
新株予約権の割当期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆さまには、当該新株予約権の無償割当の効力発生日において、申込みを要することなく新株予約権が割り当てられます。  
また、当社が新株予約権の取得の手続きをとった場合には、大規模買付者以外の株主の皆さまは、申込みや金銭の払込みを要することなく、当社による新株予約権の取得の対価として当社株式を受領することとなります。  
これらの手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権の無償割当を行うことになった際に、法令及び当社が上場する金融商品取引所の上場規則等に従い、適時・適切に開示いたします。

4. 本対応方針の有効期限、廃止及び変更等

本対応方針の有効期限は、平成33年（2021年）5月に開催される予定の定時株主総会終結の時までといたします。

なお、当社は、関係法令等の整備状況や企業価値・株主共同の利益保護の観点を踏まえ、本対応方針の見直しを随時行い、必要に応じて取締役会決議または株主総会決議により本対応方針を廃止し、または変更する場合がございます。

本対応方針の廃止または変更がなされた場合には、当該廃止または変更の事実及び変更の内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、法令等に従って情報開示いたします。

また、本対応方針の有効期限以降、本対応方針の継続（一部修正した上での継続を含みます。）については定時株主総会のご承認を得ることとします。

5. 本対応方針が会社支配に関する基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではないこと、会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと及びその理由

(1) 本対応方針が会社支配に関する基本方針に沿うものであること

本対応方針は、当社株券等に対する大規模な買付等がなされる場合に、それに応ずるべきか否かを株主の皆さまに適切に判断していただくため、当該買付等についての情報の収集と当社取締役会の意見や代替案の提示の機会の確保を目的として、大規模買付ルールを設定し、大規模買付行為を行う者に対して大規模買付ルールの遵守を求めるとし、当該大規模買付者が大規模買付ルールの遵守しない場合及び大規模買付ルールを遵守する場合であっても、当該大規模買付行為が会社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合には、当社取締役会として、独立の外部専門家（財務アドバイザー、公認会計士、弁護士など）のほか、社外取締役及び社外監査役の助言を最大限尊重した上で、一定の対抗措置を講じることを内容としております。このような本対応方針は、会社支配に関する基本方針に沿うものであると考えます。

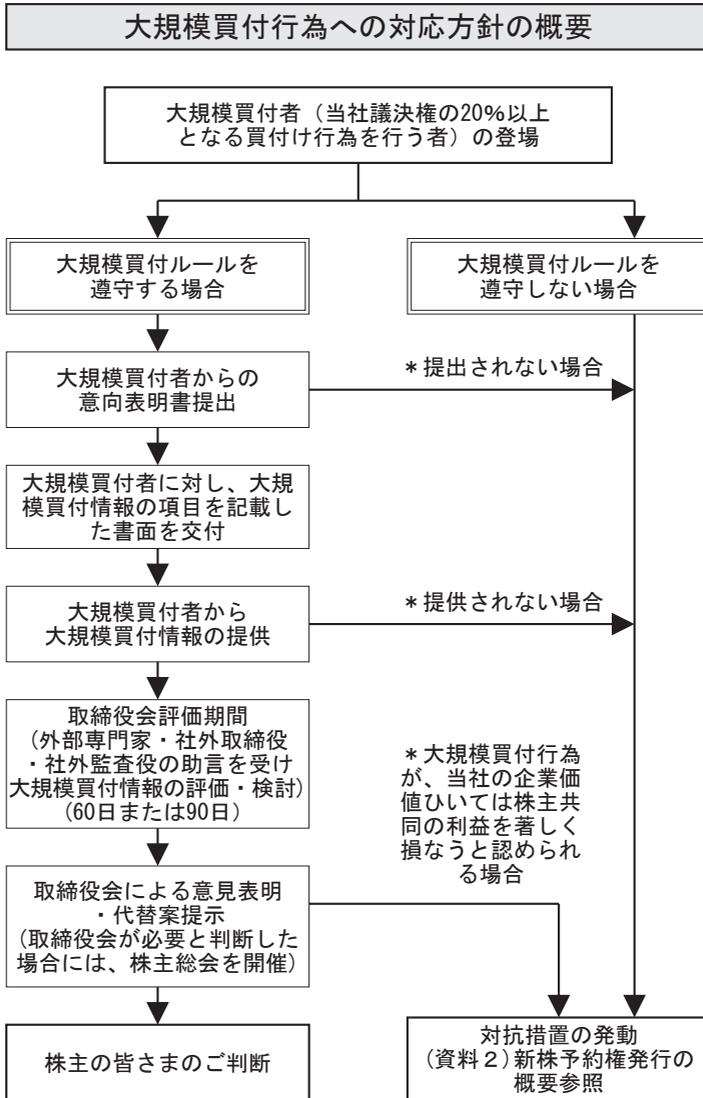
(2) 本対応方針が株主共同の利益を損なうものではなく、また、会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

当社は、以下の理由により、本対応方針が、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員の地位の維

持を目的とするものではないと考えております。

- ① 本対応方針は、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則や、企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の提言の趣旨に沿った内容となっております。
- ② 本対応方針は、当社株主の皆さまが大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、さらには株主の皆さまが代替案の提示を受ける機会を確保し、株主の皆さまが、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることを可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を保護するという目的をもって導入されるものです。
- ③ 本対応方針の有効期間は、継続の承認を得た定時株主総会の終結の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとなっております。また、本対応方針は、その有効期間満了前であっても、株主総会決議または取締役会決議により、廃止することが可能です。なお、当社は、株主総会における取締役の解任要件を普通決議から加重はしておりません。
- ④ 当社取締役会は、本対応方針が定める対抗措置発動の判断において、独立の外部専門家のほか、社外取締役及び社外監査役の助言を最大限尊重しなければならないこととしております。また、かかる助言及び当社取締役会の判断の概要については株主の皆さまに情報開示をすることとしており、本対応方針の透明な運営が行われる仕組みが確保されております。
- ⑤ 以上のほか、本対応方針は、当社取締役会による恣意的な対抗措置の発動を防止すべく、合理的かつ客観的な要件が充足されなければ対抗措置が発動されないように工夫されております。

本対応方針の概要



## 新株予約権発行の概要

1. 新株予約権割当の対象となる株主及び発行条件  
当社取締役会で定める割当期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式(但し、当社の所有する当社普通株式を除く。)1株につき1個の割合で新たに払込みをすることなく新株予約権を割当てる。
2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数  
新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の総数は、当社取締役会が基準日として定める日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式(当社の所有する当社普通株式を除く。)の総数を減じた株式数を上限とする。新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1株とする。  
但し、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。
3. 発行する新株予約権の総数  
新株予約権の発行総数は、当社取締役会が別途定める数とする。  
当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当を行うことがある。
4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額(払込みをなすべき額)  
各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額(払込みをなすべき額)は1円以上で当社取締役会が定める額とする。
5. 新株予約権の譲渡制限  
新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
6. 新株予約権の行使条件  
本対応方針の発効日以降に議決権割合が20%以上となったことのある特定株主グループに属する者(但し、あらかじめ当社取締役会が同意した者を除く。)でないこと等を行使の条件として定めるものとする。詳細については、当社取締役会が別途定めるものとする。
7. 新株予約権の行使期間等  
新株予約権の割当てがその効力を生ずる日、行使期間、取得条項その他必要な事項については、当社取締役会が別途定めるものとする。なお、取得条項については、上記6.の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権1個につき当社取締役会が別途定める株数の当社普通株式を交付することができる旨の条項を定めることができる。

以上



# 株主総会会場のご案内

当社の株主総会は下記の場所で行いますので、ご案内申し上げます。

## 記

会 場 名古屋市西区牛島町6番1号  
名古屋ルーセントタワー 22階  
タキヒヨー株式会社 本社会議室

## 交通機関

地下鉄 東山線「名古屋」駅から地下連絡通路  
ルーセントアベニュー直結 徒歩10分

自家用車でのご来場はご遠慮下さいますようお願い申し上げます。

